

沖ト協発第192号
令和元年10月31日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会 会長
(公印省略)

改正貨物自動車運送事業法の施行について

※至急 (一部法改正の周知)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年12月に成立しました「貨物自動車運送事業法の一部改正」のうち、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化に関する省令等について、令和元年11月1日から施行されることとなっております。

その中で、営業所に配置する事業用自動車の増車・減車(事業用自動車の数の変更)について現行の「届出」から、一定の要件に該当する場合は、「認可」を受ける必要があります。国土交通省貨物課よりその具体例が別紙のとおり示されましたので周知致します。

なお、増車・減車の申請については申請件数が非常に多いことから、提出先の陸運事務所の窓口においても当分の間、周知することとしておりますことを申し添えます。

敬具

《お問い合わせ先》

沖縄総合事務局陸運事務所

輸送部門 Tel 098-877-5140

(公社) 沖縄県トラック協会

適正化事業課 Tel 098-863-0280

お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、
令和元年11月1日から、営業所に配置する事業用自動車の**減車**
または**増車**については、一定の要件に該当する場合は、届出では
なく**認可を受ける必要があります**。

(1) **最低車両数（5両）を下回る場合**（霊柩、一般廃棄物、島しょは除きます。）

例① 10両→7両（3両減車）の場合・・・届出

例② 10両→3両（7両減車）の場合・・・認可申請

※減車により最低車両数を下回る場合は、原則として認可されません。

(2) **増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合**

※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例③ 10両→12両（2両増車）の場合＝ 20%・・・届出（30%未満）

例④ 10両→15両（5両増車）の場合＝ 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例⑤ 37両→48両（11両増車）の場合＝ 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例⑥ 36両→47両（11両増車）の場合＝ 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

(3) **増車については以下に該当する場合**

イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

(4) **その他**

その他、貨物自動車運送事業法改正により審査基準等が変更になっています。

以上